別表十九の表中

（ふりがな）代表者自署押印	を	（ふりがな）代表者記名押印

に、

（ふりがな）代表者記名押印	を	経理責任者自署押印

に改め、同表の記載要領第１号中「外国法人に対する準用」を「申告及び納付」に改め、「次号」の次に「及び第３号」を加え、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の１号を加える。

（ふりがな）国内源泉所得に係る事業等の責任者記名	印

２　「（ふりがな）代表者記名押印」の欄は、外国法人が退職年金等積立金に係る確定申告又は退職年金等積立金に係る中間申告をする場合には、「代表者」として記載すること。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表六十八の表の改正規定（「調整前法人税額超過構成額　(17)」の欄に係る部分を除く。）、同表の記載要領第１号の改正規定、別表六十九の記載要領第七号の改正規定（「第42条の12第５項第12号」を「第42条の12第４項第14号」に改める部分を除く。）、別表六の二十五の表の改正規定（「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に改める部分に限る。）、同表の記載要領の改正規定、別表六の二十五付表の改正規定、別表六の二十六付表１の記載要領第五号の改正規定（「第68条の15の２第５項第12号」を「第68条の15の２第４項第14号」に改める部分を除く。）及び別表六の二十六付表三の記載要領に三号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）　地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日

二　別表六の二十四の次に二表を加える改正規定（別表六の二十五に係る部分に限る。）及び別表六の二十一付表の次に二表を加える改正規定並びに附則第五項の規定　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第　　号）の施行の日

２　別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三十年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

３　改正前の法人税法施行規則（以下「旧規則」という。）別表一の二㈢まで（以下「別表一㈠等」という。）の書式又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年財務省令第三十六号。以下「平成二十九年改正規則」という。）附則第二項の規定その他これに類する規定（以下「改正規則附則規定」という。）によりなお従前の例によることとされる場合における別表一㈠等の書式により平成三十年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税又は同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、前項の規定及び改正規則附則規定にかかわらず、これらの表の「（ふりがな）代表者自署押印」の欄中「自署押印」とあるのは「記名押印」とし、これらの表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。

４　旧規則別表一の三の書式又は平成二十九年改正規則附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法人税法施行規則別表一の三の書式により平成三十年四月一日前に終了した事業年度の所得に対する法人税について同日以後に修正申告書の提出をする場合には、第二項の規定及び平成二十九年改正規則附則第二項の規定にかかわらず、これらの表の「（ふりがな）事業責任者自署押印」の欄中「事業責任者自署押印」とあるのは「国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」とし、これらの表の「経理責任者自署押印」の欄については記載を要しない。